

高柳町区組内会議等開催に係る費用助成規程

(趣旨)

第1条 この規程は、高柳町区の組内の会員等で行う会議等の費用の一部について助成し、会員等の連帯と親睦を図り、もって住みよい高柳町区の形成に寄与することを目的とする。

(助成対象となる会議等)

第2条 助成の対象となる会議等は、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 組内のすべての会員を対象とするものであること。
- (2) 特定の政党もしくは政治団体に係る活動又は特定の宗教のための活動でないこと。

(助成対象となる費用)

第3条 助成の対象となる費用は、次の各号のとおりとする。

- (1) 弁当代及び飲み物代等の費用
- (2) 資料代等に要する費用
- (3) 会議を開催するに必要な物品等に要する費用

(助成金額)

第4条 助成金額は対象者1人あたり1,000円を上限とする。

(助成対象者)

第5条 助成対象となる者は、会議等に出席した組内の会員等で、1世帯あたり1人とする。

2 前項の規定にかかわらず、会議に自治会役員等の出席を求めたときは、その者も助成の対象とする。

(助成金を受け取れる者)

第6条 助成金を受け取れる者は、当該組内の組長とする。

(助成金の受け取り)

第7条 助成金の受け取りは、概算払いと精算払いの2種類とする。

(概算払い)

第8条 助成金を概算払いとして受け取ろうとする場合は、組長は自治会長に対して、事前に会議等の開催日、助成金額を報告し、助成金を受け取るものとする。

2 前項により概算払いを受けた組長は、概算払領収書(第1号様式)を提出しなければならない。

(概算払いの清算)

第9条 前条により概算払いを受けた組長は、会議等が終了後2週間以内に、自治会長に対して、高柳町区会議等費用助成事業概要報告(様式第2号)に領収書又はレシートを添付して報告しなければならない。

2 領収書又はレシートの添付がない経費は、助成対象経費として認めない。

3 実際に支出した会議費用等が概算払いで受け取った助成金額を下回った場合は、その差額を返還しなければならない。

(精算払い)

第10条 助成金を精算払いとして受け取ろうとする場合は、組長は自治会長に対して、事前に会議等の開催日及び予想される助成金額を報告し、了承をとるものとする。

2 会議等が終了したときは、自治会長に対して、高柳町区会議等費用助成事業概要報告(様式第2号)に領収書又はレシートを添付して、助成金を請求し、受け取るものとする。

3 領収書又はレシートの添付がない経費は、助成対象経費として認めない。

(1会計年度における助成限度)

第11条 助成対象となる会議等の回数は、1会計年度において2回を限度とする。

(会場の提供)

第12条 組内会議の開催場所として、高柳町区公民館の使用を求めるときは、自治会長に申し出るものとする。

2 会長は、他に使用許可申請が出ていないときは、優先的に会場として提供するものとする。

(委任)

第13条 この規程に定めのない事項については、自治会長が役員会に諮り、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、令和5年6月1日から施行する。

第1号様式（第8条関係）

令和 年 月 日

高柳町区自治会長 様

組 組長氏名

高柳町区組内会議等費用助成金概算払領収書

会議等費用助成金の概算払として、下記のとおり領収しました。

記

受取金額 円

受 取 日 令和 年 月 日

様式第2号（第9条・第10条関係）

高柳町区会議等費用助成事業概要報告書

報告者 組 組長氏名

[illegible]

※ 必ず、領収書又はレシートを添付してください。